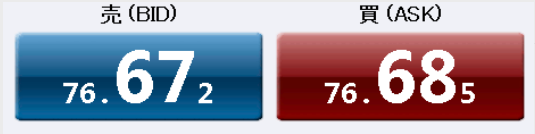
【１】 ノムラFXの注文の種類

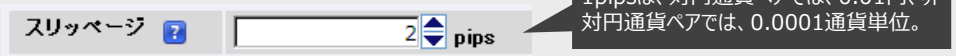
●ストリーミング注文

発注時の提示価格を注文価格とし、即時に取引を行う注文方法です。

注文価格（発注時の提示価格）と当社の取引執行システム受付時における提示価格が一致、または提示価格の変動により、注文価格より当社の取引執行システム受付時の提示価格がお客様に有利となった場合は、当社の取引執行システム受付時の提示価格を約定価格として取引が成立します。
一方、提示価格の変動により、注文価格より当社の取引執行システム受付時の提示価格がお客様に不利となった場合、注文は失効されます。



ただし、不利な場合であっても、スリッページ（約定価格の許容範囲）［ P.5］を指定した場合はその範囲内であれば取引が成立します。



つまり、お客様の注文価格と実際の約定価格との間に差が生じる場合があり、当該差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。不利な場合については、お客様が設定したスリッページの範囲内に限定されます。

- 取引時間に注文を受付けます。
- FIFO（※1）の指定が可能です。

●成行注文

注文価格を指定せず売買する注文方法です。
お客様の成行注文は当社の取引執行システム受付時の提示価格を約定価格として取引が成立します。
お客様の発注された端末と当社システムの間の通信に要する時間の経過に伴い、発注時点の提示価格と約定価格に差が生じる場合があります。
当該差はお客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

- 取引時間に注文を受付けます。
- FIFO（※1）の指定が可能です。

（※1）FIFOとは、新規/決済を区別せず注文する方法です。建玉がある場合には決済注文、建玉が無い場合には新規注文となります。決済注文の場合は、古い建玉から順に決済を行い、決済可能数量を超えた注文数量については新規注文として扱われます。

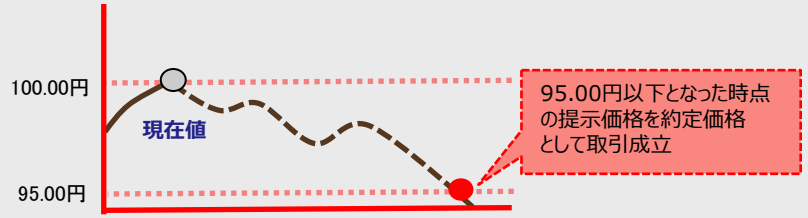
●指値注文

注文価格を指定する注文方法です。

買注文の場合は提示価格が注文価格以下、売注文の場合は提示価格が注文価格以上となった時点の提示価格を約定価格として取引が成立します。

実際の約定価格が注文価格に比べてお客様にとって有利な場合があります。

（例）現在値が100.00円のときに、95.00円の新規買い指値注文を発注。
提示価格が95.00円以下となった時点の提示価格を約定価格として取引が成立。



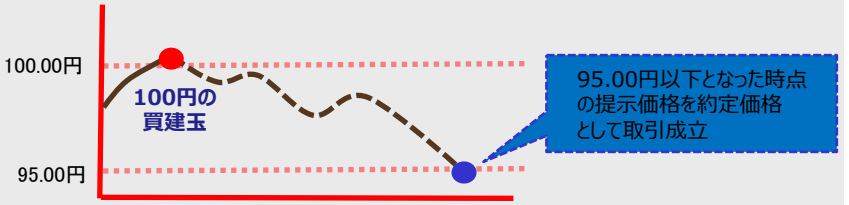
●逆指値注文

注文価格（逆指値価格）を指定する注文方法です。

買注文の場合は提示価格が注文価格以上、売注文の場合は提示価格が注文価格以下となった時点の提示価格を約定価格として取引が成立します。

実際の約定価格が注文価格に比べてお客様にとって不利な場合があります。

（例）100.00円の買建玉に対する95.00円の決済売りの逆指値注文を発注。
提示価格が95.00円以下となった時点の提示価格を約定価格として取引が成立。



COPYRIGHT (C) NOMURA SECURITIES CO.,LTD. ALL RIGHTS RESERVED

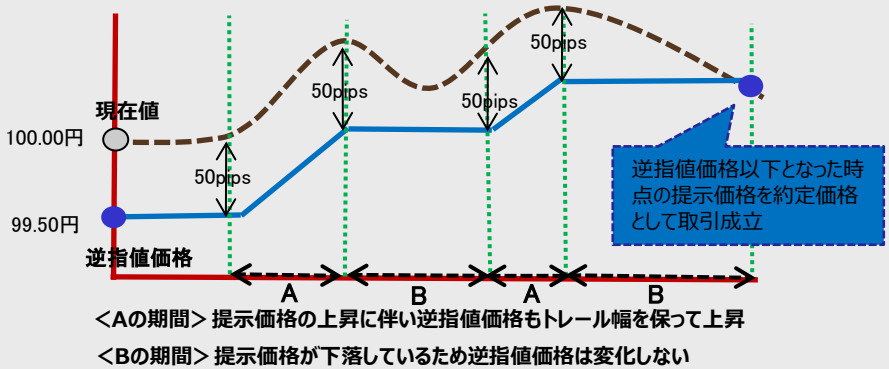
【１】 ノムラFXの注文の種類

●トレール注文

注文価格（逆指値価格）とトレール幅（提示価格と逆指値価格との値幅）を指定することにより、提示価格の変動に追随して逆指値価格を自動調整する注文方法です。
提示価格がお客様にとって有利な方向へ変動（売注文の場合は上昇、買注文の場合は下落）した場合のみ指定したトレール幅を保って逆指値価格は変動します（ただし、逆指値価格と提示価格の差が、トレール幅より小さい場合は逆指値価格は変動しません）。
逆に提示価格がお客様にとって不利な方向へ変動した場合は、逆指値価格は固定され変動しません。
買注文の場合は提示価格が注文価格以上、売注文の場合は提示価格が注文価格以下となった時点の提示価格を約定価格として取引が成立します。
実際の約定価格が注文価格に比べてお客様にとって不利な場合があります。

- 建玉指定決済注文とIFD注文の2次注文時のみ指定可能です。

（例） 現在値が100.00円のときに、トレール幅50pips、99.50円の売り逆指値注文を発注。

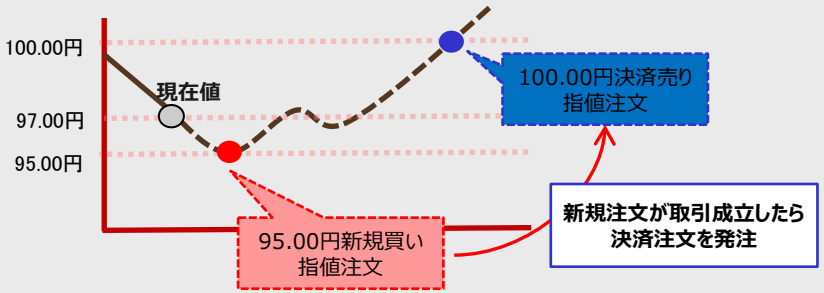


<Aの期間> 提示価格の上昇に伴い逆指値価格もトレール幅を保って上昇
<Bの期間> 提示価格が下落しているため逆指値価格は変化しない

●IFD注文

新規（1次注文）と決済（2次注文）を指定して発注し、新規（1次注文）がすべて取引成立すると決済（2次注文）が発注される注文方法です。

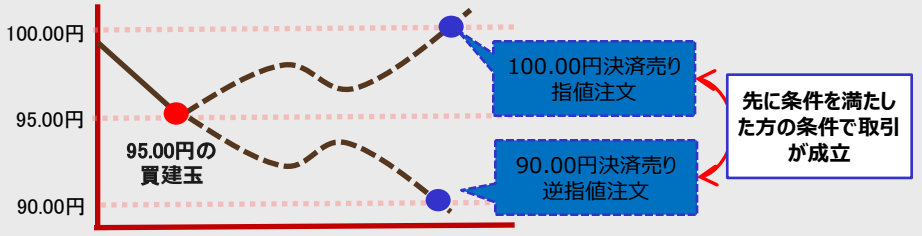
（例） 現在値が97.00円のときに、95.00円の新規買い指値と、100.00円の決済売り指値を発注。



●OCO注文

指値価格と逆指値価格の両方の注文価格（条件）を指定して発注する注文方法です。
先に条件を満たした方の条件で取引が成立します。

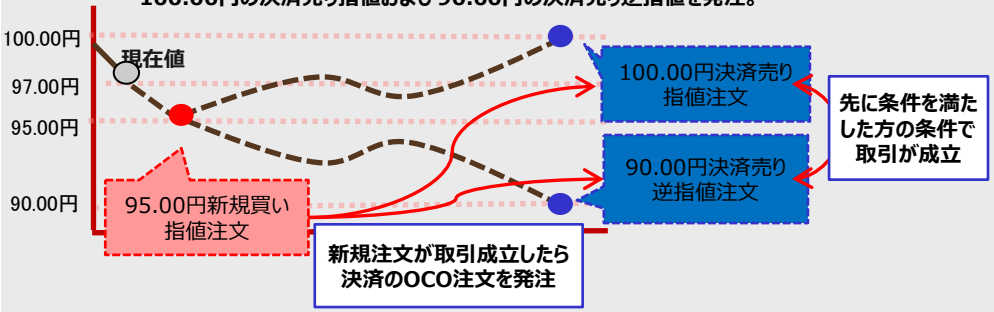
（例） 95.00円の買建玉に対する、100.00円の決済売り指値と90.00円の決済売り逆指値を発注。



●IFD+OCO注文

IFD注文の決済（2次注文）をOCO注文として発注する注文方法です。

（例） 現在値が97.00円のときに、95.00円の新規買い指値と、100.00円の決済売り指値および90.00円の決済売り逆指値を発注。



●一括成行決済注文

選択した通貨ペアの買建玉全て、または売建玉全てを成行で決済する注文方法です。
未約定の決済注文がある場合は全て取消した上で成行で決済されます。

- 未約定の新規注文は取消されず残ります。

●全建玉一括決済注文

保有している全建玉を成行で決済する注文方法です。
未約定の決済注文がある場合は全て取消した上で成行で決済されます。

- 未約定の新規注文は取消されず残ります。

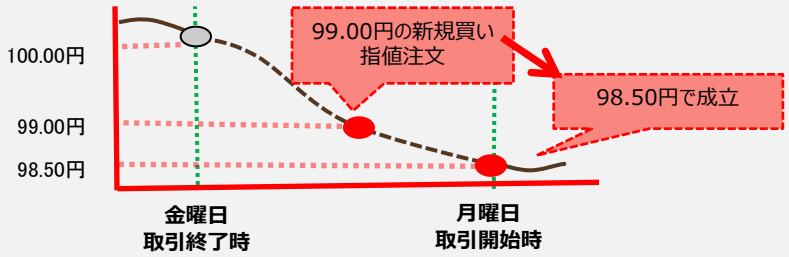
COPYRIGHT (C) NOMURA SECURITIES CO.,LTD. ALL RIGHTS RESERVED

【１】 ノムラFXの注文の種類

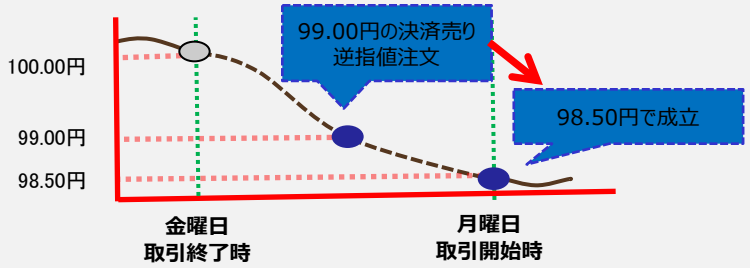
■月曜日取引開始時の約定について

月曜日取引開始時間までに発注された指値注文、逆指値注文等については、月曜日取引開始時の価格がその注文の取引が成立する条件を満たしていた場合には、月曜日取引開始時の提示価格で約定します。

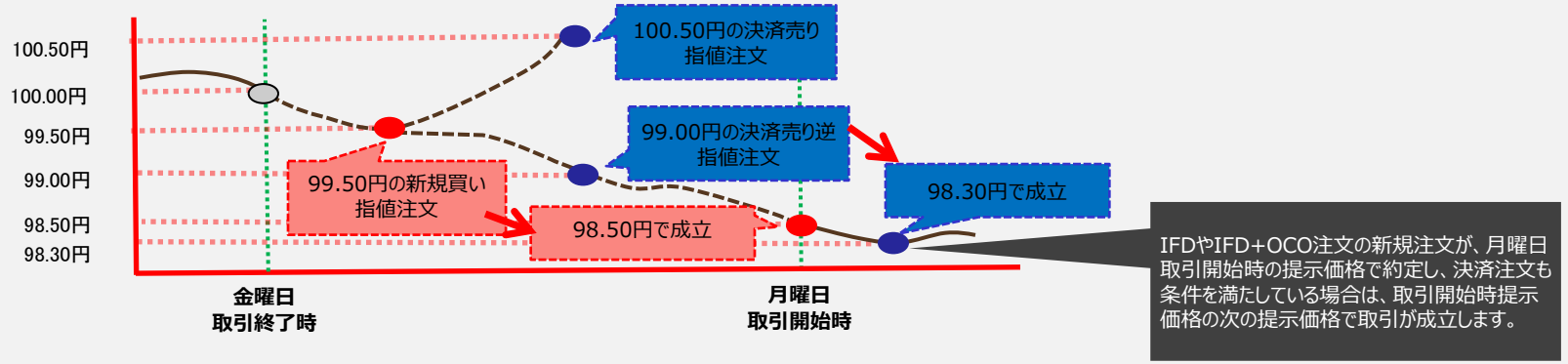
（例1）金曜日取引終了時の提示価格が100.00円。
99.00円の新規買い指値注文が未約定の状態で週末を迎え、
月曜日取引開始時の提示価格が98.50円であった場合には、
98.50円で取引が成立。



（例2）金曜日取引終了時の価提示格が100.00円。
99.00円の決済売り逆指値注文が未約定の状態で週末を迎え、
月曜日取引開始時の提示価格が98.50円であった場合には、
98.50円で取引が成立。



（例3）金曜日取引終了時の提示価格が100.00円。 99.50円の新規買い指値と、100.50円の決済売り指値および99.00円の決済売り逆指値の IFD+OCO注文が未約定の状態で週末を迎え、月曜日取引開始時の提示価格が98.50円であった場合には、新規買い指値が98.50円で取引が成立。 決済売り逆指値注文の条件も満たしているため、取引開始時提示価格の次の提示価格である98.30円で取引が成立。



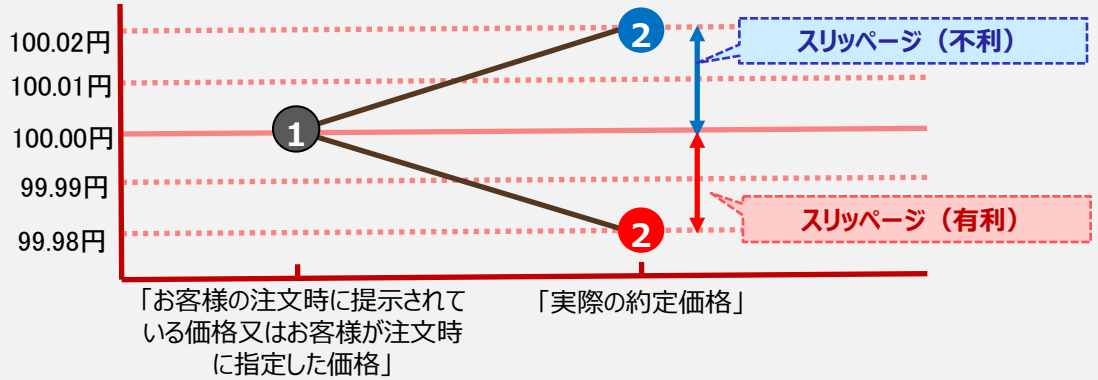
COPYRIGHT (C) NOMURA SECURITIES CO.,LTD. ALL RIGHTS RESERVED

【１】 ノムラFXの注文の種類

■スリッページについて

スリッページとは
「①お客様の注文時に提示されている価格又はお客様が注文時に指定した価格」と「②実際の約定価格」とに相違が発生した際のその価格差のことを指します。
スリッページ（価格差）は、お客様にとって不利な場合もあれば、有利な場合もあります。

【例：不利な場合と有利な場合のスリッページ（買い注文）】



【お客様にとって不利なケース】
①100.00円で注文
②100.02円で取引成立
⇒0.02円不利な価格での買付

【お客様にとって有利なケース】
①100.00円で注文
②99.98円で取引成立
⇒0.02円有利な価格での買付

◆ノムラFXにおいて、スリッページ（価格差）が発生する可能性のある注文は次のとおりです。

注文種類	有利なスリッページ	不利なスリッページ
ストリーミング注文　※1	●	▲
成行注文、一括成行決済注文、全建玉一括決済注文、ロスカット注文	●	●
指値注文	●	—
逆指値注文、トレール注文	—	●
OCO注文、IFD注文、IFD+OCO注文　※2	●	●

※1　ストリーミング注文は、スリッページの許容範囲を指定することができます。詳細は次項参照。
※2　OCO注文、IFD注文、IFD+OCO注文は、それぞれの注文により成行、指値、逆指値価格を指定します。成行の場合は有利と不利の両方、指値の場合は有利、逆指値の場合は不利なスリッページが発生する可能性があります。

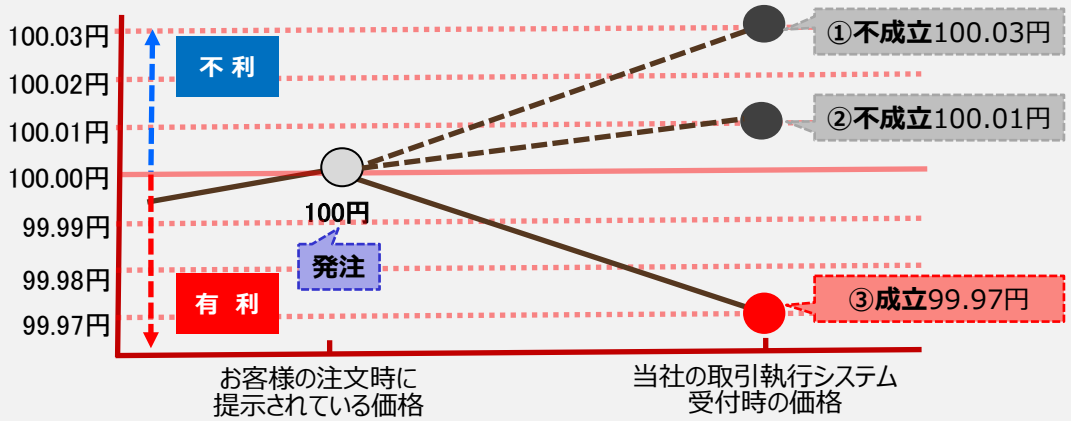
COPYRIGHT (C) NOMURA SECURITIES CO.,LTD. ALL RIGHTS RESERVED

【１】 ノムラFXの注文の種類

＜ストリーミング注文におけるスリッページ＞

『ストリーミング注文』においては、お客様の注文時に提示されている価格より当社の取引執行システム受付時の価格がお客様に不利な場合は、注文は成立しません。【例1】
但し、お客様がスリッページ（価格差）の許容範囲を指定することで、スリッページ（価格差）がその許容範囲内であれば成立します。【例2】
お客様にとって有利な価格の場合については、その許容範囲にかかわらず、そのままの有利な価格で成立します。

【例1：スリッページ許容範囲を設定しなかった場合の成立と不成立ケース（買い注文）】

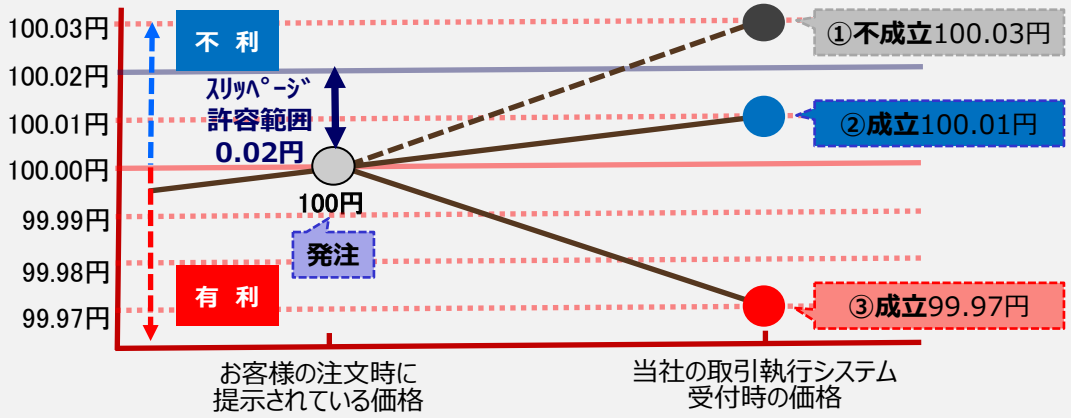


① スリッページ（価格差）は0.03円であり、許容範囲を設定していないため不成立。注文は失効されます。

② スリッページ（価格差）は0.01円であり、許容範囲を設定していないため不成立。注文は失効されます。

③ お客様にとって有利な価格のため成立。

【例2：スリッページ許容範囲を2pips（0.02円）で設定した場合の成立と不成立ケース（買い注文）】



① スリッページ（価格差）は0.03円であり、許容範囲の0.02円を超えたため不成立。注文は失効されます。

② スリッページ（価格差）は0.01円であり、許容範囲の0.02円内のため成立。

③ お客様にとって有利な価格のため成立。

COPYRIGHT (C) NOMURA SECURITIES CO.,LTD. ALL RIGHTS RESERVED